

合併協定書

佐久市・臼田町・浅科村・望月町

調 印 書

佐久市、南佐久郡白田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく佐久市・白田町・浅科村・望月町合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年8月23日

佐久市長

白田町長

浅科村長

望月町長

協 定 項 目 目 次

	ページ
基本的な事項	
1 合併の方式	1
2 合併の期日	1
3 新市の名称	1
4 事務所の位置	1
5 財産の取り扱い	1
6 新市の議会の議員の定数	1
合併特例法による事項	
7 議会の議員の任期及び定数の取り扱い	1
8 農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い	1
9 地方税の取り扱い	2
10 一般職の職員の身分の取り扱い	2
11 地域審議会の取り扱い	2
12 新市建設計画	2
その他の事項	
13 特別職の身分の取り扱い	2
14 条例・規則等の取り扱い	4
15 組織及び機構の取り扱い	4
16 使用料・手数料等の取り扱い	4
17 補助金・交付金等の取り扱い	4
18 町名・字名の取り扱い	4
19 行政連絡組織の取り扱い	4
20 一部事務組合・公社等の取り扱い	5
21 常備消防の取り扱い	6
22 上下水道事業の取り扱い	6
23 市町村営病院・診療所の取り扱い	7
24 市町村営福祉施設の取り扱い	7
25 公共的団体の取り扱い	7
26 財産区の取り扱い	8
27 慣行の取り扱い	8
28 各種事務事業の取り扱い	8
28- 1 総務関係	8
28- 2 民生関係	10
28- 3 保健福祉関係	12
28- 4 経済関係	16
28- 5 建設関係	16
28- 6 教育関係	17
28- 7 議会関係	18
別表 使用料・手数料等の取り扱い	19
補助金・交付金等の取り扱い	20

基本的な事項

1 合併の方式

佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町（以下「4市町村」という）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年4月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「佐久市」とする。

4 事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、佐久市大字中込3056番地（現 佐久市役所）とする。

(2) 現在の臼田町役場、浅科村役場、望月町役場の位置に、地方自治法第155条による支所を置く。

(3) 現在の佐久市における浅間支所 野沢支所 中込支所 東支所、望月町における春日支所の位置に、地方自治法第155条による出張所を置く。

5 財産の取り扱い

4市町村及び佐久下水道組合が所有する財産（土地、建物、債権及び債務、基金等）は、すべて新市に引き継ぐ。

6 新市の議会の議員の定数

地方自治法第91条の規定に基づき、定数を34人と定める。

合併特例法による事項

7 議会の議員の任期及び定数の取り扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条に規定する特例は適用せず、新市設置の日から50日以内に選挙を行なう

8 農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い

新市に一つの農業委員会を置き、4市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年5月19日まで、引き続き新市の選挙による委員として在任する。

在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は40人とし、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項に規定する選挙区及び選挙区ごとの定数は、次のとおりとする。

選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
浅間	9人	野沢	7人	中込	4人	東	2人
臼田	6人	浅科	4人	望月	8人		

9 地方税の取り扱い

4市町村で差異のある制度は、次のとおりとする

- (1) 個人市民税の納期は、統一する。
- (2) 法人市民税の均等割は、標準税率、法人税割は、超過税率 (13.5%) に統一する。
- (3) 軽自動車税の納期は、統一する。
- (4) 入湯税の税率は、宿泊入湯客 150 円、日帰り入湯客 50 円とする。
- (5) 固定資産税の納期は、統一する。

低開発地域工業開発地区における償却資産に係る固定資産税の不均一課税は、平成 17年度課税分をもって終了となるため、平成 17年度の税率は、0.56 / 100 とする。

農村地域工業等導入地区における償却資産に係る固定資産税の課税免除または不均一課税の適用は、法令の定めにより、税率は、初年度 0 / 100、2年度 0.28 / 100、3年度 0.56 / 100 とする。

- (6) 都市計画税は、都市計画区域内について、新市において賦課する。
- (7) 特別土地保有税の納税義務者の面積要件は、新市が都市計画区域を有するため 5,000 m²以上とする。納期は、統一する。
- (8) 国民健康保険税の税率は、所得割 6.10%、資産割 16.00%、均等割 16,000 円、平均割 18,000 円とし、新市において、すみやかに税率の見直しを行なう。納期は、統一する。

10 一般職の職員の身分の取り扱い

4市町村及び佐久下水道組合の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第 9条の規定により、新市の職員として引き継ぐ。

11 地域審議会の取り扱い

市町村の合併の特例に関する法律第 5条の 4の規定に基づく旧市町村を単位とした地域審議会は、設置しない。

ただし、「総合計画審議会」を設置し、地域の声を新市の施策に反映する。

12 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

その他の事項

13 特別職の身分の取り扱い

- (1) 市長、助役、収入役、教育長の身分の取り扱いは、法令の定めるところによる。
- (2) 市長職務執行者は、4市町村の長であった者の中から、協議により定められた者とする。
- (3) 行政委員会の委員
教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員の定数・任期は、法令の定めるところによる。
監査委員の定数は 2人とし、任期は、法令の定めるところによる。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とし、任期は、法令の定めるところによる。

公平委員会の委員の定数 任期は、法令の定めるところによる。

南佐久郡町村公平委員会組合・北佐久郡町村公平委員会組合は、合併日の前日に脱会する。

- (4) 附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員
合併協議会の協議に基づき、新市において設置する。

- (5) 特別職の報酬

市長、助役、収入役、教育長及び市長職務執行者

報酬は、次のとおりとするが、当分の間10%の抑制措置を行なう

なお、すみやかに特別職報酬等審議会において報酬額の協議を行なう

市長	969,000円/月
助役	788,000円/月
収入役	696,000円/月
教育長	686,000円/月
市長職務執行者	969,000円/月

議会議員

報酬は、次のとおりとするが、当分の間抑制措置を行なう

なお、すみやかに特別職報酬等審議会において報酬額の協議を行なう

議長	461,000円/月
副議長	383,000円/月
議員	349,000円/月

農業委員会の委員

報酬は、次のとおりとする

なお、特別職報酬等審議会の協議に準じて、報酬額の見直しを行なう

	新市の委員報酬額	在任特例期間中の委員報酬額
会長	85,700円/月	52,000円/月
会長代理	54,300円/月	32,000円/月
部会長	46,000円/月	30,000円/月
委員	39,900円/月	29,000円/月

行政委員会の委員

報酬は、次のとおりとする

なお、特別職報酬等審議会の協議に準じて、報酬額の見直しを行なう

臨時的な委員の報酬についても、同額とする。

教育委員会	委員長	93,400円/月
	委員	63,700円/月
選挙管理委員会	委員長	48,200円/月
	委員	34,900円/月
監査委員	議会選任	46,800円/月
	識見者	95,500円/月
固定資産評価審査委員会	委員	6,500円/日
公平委員会	委員	6,500円/日

附属機関の委員、その他の非常勤の特別職の職員
日額による各種審議会の委員等の報酬は、6,500円(半日の場合、3,250円)を基本とする。なお、特別職報酬等審議会の協議に準じて、報酬額の協議を行なう
上記によらないものは、合併協議会の協議に基づき定める。

14 条例 規則等の取り扱い

合併協議会において、協議・承認された調整内容に基づき、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備する。

施行方法は、次のとおり区分する。

合併時、市長職務執行者の専決処分または職権により即時制定し施行するもの。

一定の地域に暫定的に施行するもの。

合併後、逐次制定し、施行するもの。

15 組織及び機構の取り扱い

次の調整方針に基づき組織・機構を整備する。

支所については、「総合支所的な位置付け」とする

(調整方針)

新市の事務執行に支障がないようにするとともに、次の整備方針により統一を進め、本庁と支所等出先機関との連絡調整が速やかに図られる組織・機構とする。

行政サービスを低下させないこと。

各種行政課題に迅速かつ的確に対応できること。

簡素で効率的であること。

指揮命令系統が明確であること。

事務事業の統一的、安定的な執行に十分配慮したものであること。

16 使用料・手数料等の取り扱い

円滑な統一が図られるよう十分に調整するとともに、制度が効率的に運用できるよう努める。

各種使用料・手数料等は、別表のとおり合併協議会の協議による。

17 補助金・交付金等の取り扱い

各種団体に対する補助金・交付金等については、従来行なってきた補助制度の内容と新市の振興、財政運営の健全化に配慮しながら見直し、そのうえで条件や水準等の調整を行なう

各種補助金・交付金等は、別表のとおり合併協議会の協議による。

18 町名・字名の取り扱い

町・字の区域については、現行どおりとする。

名称については、原則として、現行の町・字名を基本に調整する。

名称変更は、住民生活への影響を考慮し、必要最小限とする。

19 行政連絡組織の取り扱い

(1) 組織等

新市に区長会を組織する。
地区ごとに理事を選出して理事会（26人）を組織し、区長会の運営と連絡調整を行なう

7地区（浅間 野沢 中込・東 臼田 浅科 望月）に地区区長会を組織する。
市政懇談会は、地区区長会単位で開催する。

(2) 補助金等

区運営費補助金は、統一した算定基準を定める。

ただし、4市町村の区の運営形態に相違があるため、合併後、3年を目途に補助金額の段階的調整を図る。

区長業務補助金は、統一した算定基準を定める。

区長会理事会運営費補助金は、統一した算定基準を定める。

地区区長会運営費補助金は、統一した算定基準を定める。

臼田町の区長会研修費補助金・行政協力費、望月町の区民運動会補助金は、上記補助金に一元化するため廃止する。

20 一部事務組合・公社等の取り扱い

(1) 一部事務組合

佐久下水道組合 臼田町佐久市部分林組合は、佐久市、臼田町が構成する組合のため、合併時解散し、財産等を新市に引き継ぐ。

佐久広域連合 佐久圏域水道水質検査協議会 長野県市町村自治振興組合について、4市町村は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

佐久水道企業団について、佐久市、臼田町、浅科村は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

長野県町村総合事務組合 東信地区交通災害共済組合について、臼田町、浅科村、望月町は、合併日の前日に脱退する。

佐久平環境衛生組合について、佐久市、臼田町は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

北佐久郡老人福祉施設組合 川西保健衛生施設組合 小諸市外三市町村御牧ヶ原水道組合について、浅科村、望月町は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

佐久市軽井沢町清掃施設組合 浅麓水道企業団 森泉山財産組合 長野県民交通災害共済組合について、佐久市は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

南佐久環境衛生組合について、臼田町は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。ただし、ごみ処理関係は加入しない。

浅麓環境施設組合について、浅科村は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

望月町外 1市水道企業団について、望月町は、合併日の前日に脱退し、合併日に新市において加入する。

(2) 振興公社

社団法人望月町振興公社は、合併後 1年以内に解散し、社団法人佐久市振興公社に統合する。

財団法人臼田町振興公社は、合併時、事業の整理を行ない、名称を財団法人佐久

市文化事業団とする。

(3) 土地開発公社

臼田町土地開発公社、浅科村土地開発公社は、合併日の前日に解散して、佐久市土地開発公社を定款変更により 新市の土地開発公社とする。

21 常備消防の取り扱い

合併時、現行どおりとする。

新市を所管する消防署が佐久消防署・北部消防署・川西消防署の3署となるが、119番受信時等の指揮命令系統を統一するよう 佐久広域連合消防本部と引き続き協議を行なう。

22 上下水道事業の取り扱い

(1) 上水道関係の取り扱い

臼田町簡易給水事業は、現行どおりとする。

浅科村の佐久水道水源補償交付金は、廃止する。

望月町水道事業は、現行どおりとする。ただし、将来、新市において佐久水道企業団との調整を図る。

使用料・新規加入金・開栓手数料は、平成16年度中に改定を検討する。

望月町茂田井地区上水道事業に関する事務委託は、現行どおりとする。

(2) 下水道関係の取り扱い

生活排水処理基本計画は、新市において1年以内に策定する。

公共下水道計画・農業集落排水計画・小規模集合排水処理施設整備計画は、新市において1年以内に生活排水処理基本計画に基づき策定する。

公共下水道・農業集落排水・小規模集合排水の会計制度及び使用料は、合併時、現行どおりとして、受益者負担の原則に基づいて使用料を改定し、公営企業会計へ移行する。

コミュニティプラントの会計制度は、特別会計とする。使用料は、合併時、現行どおりとし、受益者負担の原則に基づいて使用料を改定する。

公共下水道受益者負担金は、現行どおりとする。ただし、徴収猶予基準・減免基準、一括納付奨励金は、佐久下水道組合の例により統一する。

減免基準のうち、地区・町会・自治会の用地は、浅科村の例による。

農業集落排水地元負担金は、現行どおりとし、既存処理施設地区内の新規加入については、佐久市は地元組合に、3町村は新市に納入する。

新規事業計画地区は、負担金を工事費の30%とする。

小規模集合排水処理施設整備事業地元負担金は、現行どおりとし、既存処理施設地区内の新規加入については、新市に納入する。

新規事業計画地区は、負担金を工事費の30%とする。

臼田町の水洗化促進補助金(公共下水道)、浅科村の公共マス等の設置費用交付金は、平成16年度で事業終了のため廃止する。

望月・春日処理区実行委員会、布施処理区実行委員会への負担金は、目的が達成されたため廃止する。

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給は、新規申請を佐久市の融資あっせんの例に統一する。

臼田町の合併浄化槽維持管理補助、浅科村の長野県浄化槽協会法定検査事業委託料は、佐久市浄化槽協会への加入で対応するため廃止する。
指定工事店登録等手数料（公共下水道）は、手数料を統一する。

23 市町村営病院 診療所の取り扱い

佐久市立国保浅間総合病院 浅科村国保診療所 佐久市へき地内山出張診療所 春日地区出張診療所は、現行どおりとする。

24 市町村営福祉施設の利用

- (1) 臼田啓明園 臼田学園は、現行どおりとする。
- (2) シルバーランドみつみ・みすず苑・あいとぴあ臼田 浅科村高齢者共同リビング 浅科村福祉センター 望月町介護予防拠点施設は、現行どおりとする。
- (3) 望月町老人福祉拠点施設は、介護保険施設、ひばりヶ丘公園について指定管理者制度により実施する。
- (4) 浅科村老人福祉センター 望月町老人福祉センター 望月町高齢者生活支援ハウスは、指定管理者制度により実施する。
- (5) 望月町総合支援センターは、介護保険施設について指定管理者制度により、その他施設は新市の直営により実施する。

25 公共的団体の利用

- (1) 総務関係
防犯協会は、新市一本の協会として組織化を図り、関係する防犯協会連合会へ加盟する。
- (2) 保健福祉関係
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき新市発足と同時に統合する。
民生児童委員協議会は、新市全体で任意の協議会を組織し、現在ある法定の協議会は、新市の地区協議会として、それぞれ存続する。
母子寡婦福祉会は、組織を統合し新市に移行する。事務局は、福祉事務所において実施する。
川西赤十字病院運営審議会は、新市において加入する。
- (3) 経済関係
森林組合は、現行どおりとする。
商工会議所・商工会は、各団体の意志を尊重して、現行どおりとする。
観光協会は、新市の観光協会を組織する。
勤労者互助会は、対象となる事業所は佐久市勤労者互助会に統一する。共済給付金は、佐久市の例による。
- (4) 建設関係
南佐久土木振興会は、脱会する。
- (5) 教育関係
女性問題研究会は、佐久市の例による。
体育協会は、組織を統一する。

26 財産区の取り扱い

財産区は、現行どおり存続する。

望月町協和財産区及び春日財産区の運営委員会のあり方については、財産区において、合併後、検討する。

27 慣行の取り扱い

(1) 市章は、引き続き検討を行ない、新市において制定する。

新市章の製作にかかる経費・時間等を考慮しながら検討し、制定する。

(2) 市のシンボルは、引き続き検討を行ない、新市において制定する。

公募または制定委員会等により検討し、制定する。

(3) 市歌は、引き続き検討を行ない、新市において制定する。

新市歌の製作にかかる経費・時間等を考慮しながら、現在の市歌も含め検討し、制定する。

(4) 市民憲章は、合併後、新市の市民として新たに討議し、制定する。

(5) 都市宣言は、合併後、新市において制定する。

4市町村の宣言を引き継ぐことを基本とするが、時代の要請と照らし合わせて、見直しも行う。

(6) 名誉市民は、新市において条例・規則を制定し実施する。

(7) 姉妹都市・友好都市・ゆかりのまちは、新市に引き継ぐ。

(8) 表彰は、新市において基準を制定し実施する。

28 各種事務事業の取り扱い

28-1 総務関係

(1) 総務関係事業の取り扱い

夜間窓口は、市役所及び各支所において、休日を除く毎日午後 6時 30分まで統一して実施する。

情報公開の取り扱い

情報公開制度は、内容を統一して推進する。

個人情報保護制度は、新市において策定して推進する。

情報公開、個人情報保護審議会は、新市において一つの審議会として設置する。

行政改革推進委員会・行政改革懇話会は、新市において設置する。

ISO 9001は、新市において実施する。

行政相談は、相談会場を4ヶ所設け、隔月で実施する。

公共施設事業補助金は、制度を統一して実施する。

防犯灯(街灯)の新設修理は、新市で負担し、電球も支給する。

広報は、月2回(うち1回はお知らせ版)発行する。

フォトニュースは、年4回発行する。

コミュニティラジオ・テレビの行政情報番組、市政モニター、市内施設見学、子ども議会、市民フォーラム掲示板は、新市において実施する。

同報無線、公用有線は、臼田町、浅科村、望月町の区域で現行どおり実施する。

ただし、合併後における情報化の進捗状況を見ながら、そのあり方を検討する。

なんでもポストは、現行どおり実施する。

市議・市長選挙の管理執行は、選挙公報を発行して実施する。

期日前投票は、投票所を4市町村に各1ヶ所設置して実施する。
不在者投票は、投票所を選挙管理委員会に1ヶ所設置して実施する。ただし、指定投票区制度を設ける。

(2) 財政会計関係事業の取り扱い

特別会計は、4市町村の会計を存続させ、類似のものについては一元化する。
金融機関の指定は、新市に店舗を置く金融機関であることを前提として、指定金融機関は㈱八十二銀行、指定代理金融機関は佐久浅間農業協同組合、収納代理金融機関は前記金融機関以外で既に指定を受けている金融機関とする。
望月町が実施している一部事務組合等出納業務は、合併前に業務の分離を図る。

(3) 人事関係事業の取り扱い

特別職報酬等審議会は、新市において設置する。
職員給料、各種手当は、基準を統一して実施する。
職員退職手当は、新市の条例を制定して実施する。
職員旅費は、佐久市の例を基準に統一する。ただし、県内及び新市に隣接する県外市町村の旅行に対する日当は廃止する。
職員の勤務条件は、各種休暇の基準を統一する。

(4) 企画関係事業の取り扱い

総合計画は、新市建設計画を踏まえ、新市において策定する。
総合計画審議会は、新市において設置する。
委員は、地域に配慮した構成とし、新市建設計画及び総合計画の進捗状況の報告及び変更については意見を求める。
実施計画は、新市建設計画と総合計画を踏まえ、新市において策定する。
辺地総合整備計画は、新市において策定する。
過疎地域自立促進計画は、現行どおりとする。
土地利用計画は、総合計画に則して、新市において策定する。
千曲川高原リゾート構想は、現行どおりとする。
四年制大学の誘致は、新市において実施する。
ふるさと望月応援団は、現行どおりとする。ただし、新市において事務局を民間主体の組織へ移行していく方向で検討する。
中部西関東市町村地域連携軸協議会、御牧原台地総合開発促進協議会は、新市において加入する。

(5) 消防防災関係事業の取り扱い

地域防災計画は、4市町村の計画内容の統一を図り、新市において策定する。
応援協定は、4市町村の応援協定を新市の協定として引き継ぐ。
防災行政無線及び県防災行政無線は、統一を図る。
防災高所監視カメラ及び河川監視カメラは、新市に引き継ぐ。
消防委員会は、新市において設置する。
消防団の名称は、「佐久市消防団」とする。
新市の区域を所管し、方面隊を編成して、分団・部・班をもって組織する。

消防団員は、4市町村が団員定数見直しの検討を行なう中で、新市に引き継ぐ。手当は、活動ごとに金額を統一して支給する。

消火栓用ホース・器具配置の新設は、新市において実施する。更新は、区への補助制度により実施する。

消防詰所 車庫 器具置場の新築、増改築は、補助制度により実施する。

詰所の水洗化は、公費で行なう

警鐘楼の新設、修繕、移転は、新設は補助制度により実施し、修繕 撤去は公費で行なう

積載車の配備を基本とし、更新は公費で行なう。消防ポンプ車を更新する場合は、補助制度により実施する。可搬（小型動力）ポンプ更新は、公費により実施する。

28-2 民生関係

(1) 住民関係事業の取り扱い

戸籍電算処理は、合併前に戸籍電算化未実施の佐久市、臼田町において統合可能なシステムにより電算化を実施し、合併と同時にシステム統合を行なう

福祉医療給付金は、県補助要綱に基づく対象者と、新市の単独事業として精神保健福祉手帳1級・2級所持者の入院も対象者として実施する。

福祉医療給付金資金貸付事業は、新市において実施する。

低所得者世帯医療資金貸付事業は、新市において実施する。

難病患者激励費・難病患者等通院費補助金（単独分）は、合併時まで調整する。

高齢者健康優良表彰は、佐久市の例により実施する。

(2) 国民健康保険関係事業の取り扱い

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法の規定により新市において設置する。

高額医療費資金貸付事業は、貸付額を高額療養費支給見込額の100分の90に相当する金額とする。

出産資金貸付事業は、貸付額を出産育児一時金の80%（24万円）以内に統一する。

葬祭費は、支給金額を30,000円に統一する。

任意給付金は、被保険者が結核予防法第34条または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による医療を受けた時に当該被保険者が負担する額を支給する。

人間ドック受診者補助金は、補助金額を日帰り15,000円、1泊2日を25,000円に統一して実施する。また、補助対象者の年齢制限は、廃止する。

疾病予防事業（臼田町民検診事業）は、誕生月検診や人間ドック受診者補助金を実施することで対応するため廃止する。

健康優良家庭表彰は、廃止する。

(3) 生活環境関係事業の取り扱い

環境基本計画は、佐久市の計画を基本に新市において策定する。

環境審議会は、現行の組織を基本に設置する。なお、同時に浅科村自然環境保護審議会・浅科村公害対策審議会・望月町公害対策審議会・望月町公害防止監視委員会は、環境審議会に統合する。

衛生委員会は、佐久市連合衛生委員会・臼田町環境衛生組合連合会・浅科村環境衛生推進委員会・望月町環境衛生推進員を統合のうえ、新たな組織を設置する。

一般廃棄物処理計画は、4市町村の計画を基本に新市において策定する。

家庭ごみ分別収集は、現行どおりとする。

ごみステーションは、現行のものを活用する。新設時の手続き及び維持管理方法は、佐久市の例を基本に統一する。

粗大ごみ・処理困難物収集処理業務は、個人による処理施設への直接搬入を基本とするため収集については廃止する。各処理施設で受入れのできない物は、民間業者へ直接搬入を行なうものとする。

一般廃棄物処理業許可は、収集運搬業者と処分業者の許可を行なう。

事業系一般廃棄物処理は、一部事務組合の構成団体との協議を継続して、合併時まで調整する。

公害防止条例に基づく指定事業届出は、指定業種の統合を図りながら、佐久市の例により実施する。

望月町送電線の電磁波調査会は、現行どおりとする。

身近な生き物生息分布調査は、新市の区域に拡大して実施する。

動物愛護フェスティバルは、現行どおり実施する。

交通安全計画は、4市町村の計画内容の統一を図り、新市において策定する。

交通安全対策協議会は、新市において設置する。

交通指導員は、新市において組織を統一して設置する。

交通災害共済児童加入負担金は、市内在住の3歳以上15歳未満の者の長野県民交通災害共済加入金額を新市が負担する。

新入学児童への交通安全用具の配布は、ヘルメットに統一する。

交通安全協会事務は、廃止する。

望月町営バス(廃止路線代替バス運行事業・町内バス路線空白地帯運行事業)は、現行どおりとする。合併後、委託方式への移行について検討する。

町営バス乗車券等販売委託事業・バスターミナル管理は、当面、現行どおりとする。

望月町町営バス運営協議会は、新市全域を対象として、意見を聴取する懇談会を開催することとし、望月町地域のみを対象とした協議会は廃止する。

臼田町の霊園管理は、現行どおりとする。

(4) 人権同和対策関係事業の取り扱い

人権同和教育推進協議会は、現行の組織を基本に新市において設置する。

人権同和教育推進員は、新市において設置する。

人権対策推進本部は、現行の組織を基本に新市において設置する。

部落差別撤廃人権擁護審議会は、現行の組織を基本に新市において設置する。

隣保館運営審議会は、現行の組織を基本に新市において設置する。

隣保館運営委員会は、各隣保館単位に新市において設置する。

同和対策集会所等運営委員会は、新市において設置する。必要に応じ、集会所ごとに委員会を設置することも可能とする。

固定資産税、個人市民税の減免は、廃止する。

解放年金・同和地区人間ドック補助金・同和地区児童生徒入学支度金は、廃止する。

同和地区児童生徒奨学金は、廃止する。ただし、合併日の前日の在学中で給付を受けている者は、その在学期間に限り経過措置として従前どおり支給する。

財団法人信州農村開発史研究所は、現行どおりとする。ただし、新市において研究所の自立に向けた支援のあり方を検討する。

28-3 保健福祉関係

(1) 社会・障害福祉関係事業の取り扱い

福祉委員組織運営事業は、現行どおりとする。

心配事相談事業委託は、補助事業として実施する。

結婚仲介事業委託は、廃止する。

災害弔慰金支給及び災害援護資金貸付援助業務・災害見舞援護事業は、統一した基準を設け実施する。

戦傷病者、戦没者遺族援護事業は、地域の実情を勘案し、新市において一本化した追悼式を実施する。

障害者外出支援サービスは、公共交通機関を利用することが困難な者に対して実施する。

手話通訳要約筆記者派遣事業は、統一した基準を設け実施する。

通所通園費等補助事業(単独分)は、廃止する。

障害児・者施設訪問看護サービスは、臼田町の例により実施する。

障害者介護用品購入券交付事業は、統一した基準を設け実施する。

重度心身障害者家庭介護者慰労金支給事業は、廃止する。

障害者歳末見舞金支給事業は、廃止する。

外国人障害者特別給付金支給事業は、新市において実施する。

交通災害掛け金給付は、身体障害者手帳2級以上、療育手帳所持者に対し、長野県民交通災害共済加入金額を新市が負担する。

高校生ボランティア研修会委託事業は、社会福祉協議会の主体事業とするため廃止する。

(2) 児童福祉関係事業の取り扱い

児童館運営委員会・子育て懇話会・保育所等運営委員会は、新市において、子育て支援事業を包括する「仮称 子育て支援懇話会」を設置するため廃止する。

心身障害児母子通園訓練事業は、対象者・運営内容を統一して、事業を継続して実施する。

家庭児童相談室は、佐久市の例による。

子育てサロンは、各児童館で佐久市の例により実施する。

地域子育て支援センター（特別保育事業小規模型）は、児童館が整備されるまでの間の暫定事業として、臼田町、浅科村について各1箇所設置して、望月町は現行どおり実施する。

出生祝金交付事業は、廃止する。

母子証明書交付は、現行どおりとし、手数料は徴収しない。

母子小口貸付は、佐久市の例により実施する。

母子世帯等児童・生徒入学卒業激励費は、廃止する。

お兄さんと遊ぼう事業は、佐久市の例により実施する。

交通・災害遺児給付金は、佐久市の例により実施する。

公立保育所管理運営事業は、保育実施園は現行どおりとして、定員は現行を基本にし、保育日数は、新たな基準を設け実施する。

基本保育時間は、現行どおりとする。保育料は、国の徴収基準を基にした10階層とし、統一する。

公立保育所苦情等相談窓口設置事業は、各保育園長を苦情解決責任者とし、苦情等受付担当者を決め、第三者を加えた相談窓口を設置する。

長時間・延長保育は、午前7時30分から午前8時までと、午後4時から午後7時までを基本とし、各保育所の実情に合わせて実施する。料金は、時間あたり150円とする。

一時保育は、実施園は現行どおりとし、保育料・対象者や期間等については統一して実施する。

休日保育は、当面は現行どおりとし、保育の需要に合わせて新市の区域に広げていく。

保育キーパー設置事業は、佐久市の例を基本に実施する。

園医の委嘱・解職は、医師会に依頼して推薦を受ける。

家庭保育委託事業は、佐久市の例による。

通園バスは、浅科村地域の小学校スクールバス運行区域で実施し、3年以内に見直しを行う。

通園費補助金は、統一した基準により実施し、3年以内に見直しを行う。

児童館運営は、佐久市の例による。原則として、小学校通学区ごとに児童館を整備する。

学童クラブは、児童館が整備されるまでの暫定事業として、児童館の運営内容に準じて実施する。

子ども未来館運営委員会は、佐久市の例による。

(3) 高齢者福祉関係事業の取り扱い

老人福祉計画は、4市町村の計画の目標数値を集計し、策定する。

在宅介護支援センターは、基幹型を佐久市に一本化し、臼田町・浅科村・望月町の小規模型は、地域型とする。

在宅介護支援システムは、新市において構築する。臼田町の介護予防システムを3年以内に統合して、基幹型在宅支援センターを中心に統一したシステムに移行する。また、各地域型在宅介護支援センターとのネットワーク化を図る。浅科村の在宅ケアマネジメントシステムは、在宅介護支援システムに移行する。

生活管理指導短期宿泊事業は、利用者負担金・委託料・利用期間・利用施設を統一して実施する。

生きがい対応型通所介護事業・支援通所事業・軽度生活支援事業は、利用者負担金・委託金額を統一して実施する。

老人日常生活用具貸与給付事業・介護用品給付事業は、統一した基準を定め実施する。

緊急通報システム事業は、利用者負担金は月額500円、システムは現行の内容とする。

高齢者外出支援サービス事業は、公共交通機関利用が困難な者等に基準を統一して実施する。

家庭ごみ収集支援事業・高齢者除雪支援事業は、浅科村の例を基本として、利用者負担金を徴収して実施する。

高齢者粗大ごみ収集事業は、在宅介護支援センターが実施する在宅高齢者相談事業で行なうため廃止する。

配食サービス事業は、在宅介護支援センターによる相談支援やコーディネートを行なう

独居老人等給食サービス事業は、社会福祉協議会への補助事業として実施する。

独居老人事故防止活動は、民生委員活動など地域ケア体制の充実を図ることにより対応するため廃止する。

高齢者住宅改修支援事業は、予算の範囲内で実施する。

福祉バス運行委託事業は、料金は大人100円を基本として、運行形態を統一させながら、地域の実情に応じて新市の区域に応じて実施する。

介護予防ふれあいサロン事業は、臼田町の例を基本として実施する。

精神衛生相談は、痴呆性高齢者を対象として本人又は介護者に対して医学的見地から実施する。

徘徊高齢者家族支援サービス事業補助金は、初期費用の3分の1を限度として実施する。

家庭介護者支援交流事業は、内容を統一して社会福祉協議会への委託事業として実施する。

寝たきり高齢者等家庭介護者慰労金給付事業は、2年の間に段階的に廃止する。なお、その間に施設整備や施策の充実を図る。

痴呆症高齢者介護者支援・在宅要介護者歯科保健推進事業は、内容を統一して実施する。

敬老給付金・敬老訪問・敬老祝品は、基準を設け実施する。

高齢者祝賀事業・保養センター利用券給付(臼田町)・高齢者等家庭介護者入浴券交付(浅科村)は、廃止する。

外国人高齢者特別給付金支給は、新市において実施する。

福祉基金活用事業は、基金の運用収益を高齢者福祉事業に活用する。

高齢者弔慰金は、佐久市の例による。

(4) 保健関係事業の取り扱い

健康づくり21/保健計画は、新市において1年以内に策定する。

保健対策推進協議会・保健福祉推進委員会は、組織を統一して実施する。

保健補導員会は、組織を統一して実施する。母子保健推進員会は、保健補導員会の活動に統合するため廃止する。

保健センターの管理運営は、現在のセンターの機能を残し、条例により統一した管理を行なう。

口腔歯科保健センター事業は、新市において実施する。

在宅当番医制事業は、救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日厚生省医務局長通知)により実施する。

無医地区出張診療所業務は、現行どおりとする。

各種予防接種は、予防接種法、結核予防法に基づき、方法は、集団・個別を統一する。自己負担金額は、インフルエンザ1,000円とし、他は無料とする。

インフルエンザ予防接種自己負担免除者補助金は、無料券交付とするため廃止する。

予防接種健康被害調査委員会は、新市において設置する。

予防接種医療廃棄物処理委託は、新市において実施する。

保健福祉行政懇話会は、佐久市の例による。

精神衛生相談事業は、随時の相談と必要に応じた医師による相談を実施する。

老人保健事業

基本健康診査事業は、老人保健法、地域保健法に基づき、基本健康診査(歯周疾患を含む)各種がん検診、B・C型肝炎ウイルス等の検診を、それぞれの対象年齢や検診方法により実施する。

健康教育事業は、類似の事業を統合して実施する。

生活改善指導は、新市において実施する。

誕生月検診(個別健康診査)事業は、佐久市の例を基本に実施する。臼田町・望月町の住民検診事業は、廃止する。

健康診査補助金は、佐久市の例により実施する。

ファミリーサポートプログラム事業は、2年以内に構築する健康データバンクを応

用して、事業の継続を図る。

コウトリ支援事業補助金は、臼田町の例を基本に実施する。
妊産婦あんしん育児支援事業は、佐久市の例により実施する。
遠隔医療推進事業は、佐久市の例により実施する。

(5) 介護保険関係事業の取り扱い

介護保険事業計画は、合併時に策定し、介護保険料を算定する。
介護保険事業計画策定懇話会は、新市において策定する。
介護保険料賦課徴収は、普通徴収の納期は12期とする。
介護相談員派遣事業は、佐久市の例による。
低所得利用者負担対策は、対象者を統一して実施する。単独低所得利用者負担対策は、佐久市の例による。

28-4 経済関係

(1) 農林水産関係事業の取り扱い

農業経営基盤の促進に関する基本的な構想は、新市において1年以内に策定する。
農業振興地域整備計画は、4市町村の現行内容を尊重し、新市において1年以内に策定する。
農業農村整備事業の自然と共存する環境の創造に関する基本的な構想は、4市町村の現行の内容を尊重し、新市において2年以内に策定する。
農業振興協議会は、新市において設置する。
農地法申請受付受理は、審議の方法を佐久市の例により統一する。
水田営農定着化整備事業補助金は、合併までに整備が完了見込みのため廃止する。
土地改良事業補助金は、佐久市の基準に増率または増額する。
土地改良事業分担金は、佐久市の基準に減率または減額する。

(2) 商工観光関係事業の取り扱い

商工業振興審議会は、新市において設置する。
4市町村が実施しているお祭り等のイベントは、新市において実施する。
補助金、負担金及び委託料の額は予算の範囲内で定め、3年以内に今後のあり方について見直しを図る。

28-5 建設関係

(1) 監理関係事業の取り扱い

入札及び契約は、新たな基準を設定して統一する。
入札参加資格審査は、合併前に新たな基準を設定して統一する。
業者選定は、選定委員会において審議する建築工事等の設計額基準、業者の格付基準及び選定基準を統一する。

(2) 都市計画関係事業の取り扱い

都市計画審議会は、新市において設置する。

各種都市計画プランは、都市計画法に基づき、新市において2年以内に都市計画マスタープラン及び都市計画道路整備プログラムを策定する。

緑の基本計画は、新市において2年以内に策定する。

開発指導要綱事前協議は、1年以内に宅地等の一定規模以上の開発行為に対して要綱を制定する。

自然環境保全是、1年以内に山林・原野の一定規模以上の開発行為に対して条例を制定する。

望月町の開発審議会は、現行どおりとし、1年以内に制定する開発指導要綱事前協議要綱及び自然環境保全条例の施行時に廃止する。

公園整備計画は、4市町村の現行内容を尊重して、2年以内に策定する。

都市公園維持管理は、禁止行為については統一した条例を制定する。委託方法及び委託先は現行どおりとし、2年以内に一本化した委託方法及び委託先の調整を図る。

遊歩道（登山道等）維持管理は、現行どおりとし、2年以内に一本化した管理委託先の調整を図る。

(3) 住宅関係事業の取り扱い

市営住宅の入居事務は、統一した基準で実施する。公営住宅管理人手当は、基準を設け統一する。

厚生住宅の公共下水道受益者負担金は、本人（2親等）所有地は、本人負担、市所有地は、市負担とする。

28-6 教育関係

(1) 学務関係事業の取り扱い

小中学校の通学区は、現行どおりとする。通学区の見直しを行う場合は、児童・生徒数の動向により、小中学校の適正規模・適正配置と併せて検討する。

中間教室運営事業は、現行どおりとし、事業内容・方法の差異を調整しながら、今後子ども支援センター等の体制づくりを検討する。

市費負担臨時教職員等配置事業は、各学校の実情により配置する。

学校給食施設は、現行どおりとする。佐久市の自校方式で実施している佐久城山小学校は、合併後、南部給食センターに統合し、共同調理場方式に移行する。

給食費は、基準を統一する。

学校医等の委嘱は、医師会に依頼する。

奨学資金貸付は、基準を統一して実施する。

奨学資金選考委員会は、新市において設置する。

(2) 生涯学習関係事業の取り扱い

生涯学習基本計画は、4市町村の現行内容を尊重し、新市において策定する。
ふるさと創生人材育成事業は、佐久市の例を基本に調整する。

芸術文化振興事業激励金交付事業は、佐久市の例による。

総合文化会館建設協議会は、新市の基本構想に伴い設置する。

男女共同参画プランは、4市町村の現行内容を尊重し、新市において策定する。

市町村誌編纂事業は、継続して行なう。市町村誌刊行会は、統一を図る。

文化財保護審議会は、新市において設置する。

文化財保護事業補助金は、3年を目途に統一した基準に基づき見直しを図る。

(3) 社会教育関係事業の取り扱い

スポーツ振興審議会は、新市において設置する。

スポーツ教室・スポーツ大会は、住民ニーズを把握して種類を決定する。参加料は統一する。

公民館運営審議会は、新市において設置する。

地区公民館・分館等活動は、組織・手当等について基準を統一する。

地区公民館活動の委託金・補助金は、現行どおりとし、3年以内に補助金の調整を図る。

図書館管理運営事業は、4市町村の図書館の個性を尊重しながら、現行どおりとし、合併後、住民サービスに主体を置いたネットワーク化を図る。

28-7 議会関係

(1) 議会関係事業の取り扱い

議会政務調査費補助金は、新市において金額及び交付方法を定める。

各委員会研修補助金は、費用弁償で対応するため廃止する。

○ その他

本協定書に記載のない項目については、合併協議会における協議のとおりとする

別表

16 使用料・手数料等の取り扱い

総務関係

望月町地域コミュニティセンター使用料	合併時、現行どおりとし、新市において他の類似施設との整合性を図る。
臼田館使用料	合併時、現行どおりとし、新市において他の会館使用料と整合を図る。
税務諸証明手数料	現行どおりとする。
市税督促手数料	現行どおりとする。
納税証明交付手数料	現行どおりとする。
佐久情報センター使用料	現行どおりとする。

民生関係

住民基本台帳等諸証明手数料	合併時、現行の手数料を基本とし、違いのあるものについては、統一した基準を設け実施する。
狂犬病予防事業手数料	現行どおりとする。
家庭ごみ処理手数料	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時まで調整する。
一般廃棄物処理業許可申請手数料	1申請5,000円に統一して実施する。
福祉会館(佐久市)使用料	現行どおりとする。
隣保館使用料	新たな基準を設け料金を設定する。開館時間及び閉館時間については、地域の実情に合わせた時間帯で設定する。
交流センター(望月町)使用料	新たな基準を設け料金を設定する。なお、隣保館と併設のため隣保館使用料と同程度とする。開館時間及び閉館時間については、地域の実情に合わせた時間帯で設定する。
同和対策集会所等使用料	同和教育集会所の設置の目的や使用状況を踏まえ廃止する。

保健福祉関係

シルバーランドみつい施設使用料	現行どおりとする。
浅科村福祉センター使用料	新たな基準を設け料金を設定する。
望月町老人福祉センター使用料	新たな基準を設け料金を設定する。
成人病検診等手数料	手数料は検査項目ごとに検査委託料の概ね4割から5割として定める。
国保病院 診療所手数料	浅間病院の例により、文書手数料を統一する。
国保病院 診療所往診車使用料	基準を定めて統一する。

経済関係

農業委員会関係諸証明手数料	手数料を徴収する証明書項目を統一する。
佐久勤労者福祉センター使用料	現行どおりとする。
志賀牧場内観光施設使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。
美笹ファミリーランド使用料	現行どおりとする。
プラザ佐久使用料	現行どおりとする。
浅科温泉穂の香乃湯使用料	現行どおりとする。
道の駅「ほっとぱーく浅科」使用料	現行どおりとする。
布施温泉使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。
交流促進センターゆざわ荘使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。
国民宿舎もちづき荘使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。

春日温泉ゴルフ練習場使用料	現行どおりとする。
春日温泉テニスコート使用料	現行どおりとする。
保養センター(臼田町)使用料	利用料金の金額の範囲、算定方法等を規定し、指定管理者が市の承認を受け、利用料金を定める。

建設関係

公園使用料	新市において統一した新たな条例を制定する。
コスモタワー望遠鏡使用料	現行どおりとする。
佐久平駅前広場使用料	現行どおりとして、新市の条例・規則により実施する。
岩村田駅前広場使用料	現行どおりとして、新市の条例・規則により実施する。
公営住宅駐車場使用料・保証金	新市において統一して実施する。1台当たり2,000円/月 保証金・駐車場使用料の3ヶ月分 保証金は、現入居者からは新たに徴収しない、合併後は、使用料の3ヶ月分を徴収する。
厚生住宅使用料・入居敷金	住宅使用料は、4市町村がそれぞれの地区の状況に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとする。 入居敷金は、現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、家賃の3ヶ月分を徴収する。
改良住宅使用料・入居敷金	住宅使用料は、3市町村がそれぞれの地区の実情に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとする。 入居敷金は、現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、家賃の3ヶ月分を徴収する。

教育関係

生涯学習センター(佐久市)使用料	現行どおりとする。
文化会館(浅科村・望月町)使用料	現行どおりとし、新市において他の類似施設との整合性を図る。
南佐久地域振興センター(臼田町コスモホール)使用料	現行どおりとし、新市において他の類似施設との整合性を図る。
体育施設使用料	使用料の統一を図る。
臼田町運動公園宿泊棟使用料	現行どおりとする。
公民館施設使用料	使用料は、1時間あたりに調整し、料金は面積により統一する。 開館時間及び閉館時間については地域の特性があるため、それぞれの地域にあった時間帯を設定する。

17 補助金・交付金等の取り扱い

総務関係

防犯協会補助金	合併時は現行どおりとし、新市発足後、速やかに新たな基準を設ける。 補助金は「人口割」「地区数割」にて算出し補助する。 女性部への補助枠を確保する。
防犯電気料負担金	電気料は、全額区の負担とするため廃止とするが、区への補助金の中で考慮する。
公用有線広報利用負担金(望月町有線放送)	現行どおりとする。
望月町有線放送公用有線電話使用負担金	合併時、現行どおりとする。
長野陸運支局佐久自動車検査登録事務所設置促進期成同盟会負担金	合併後、新市において加入する。
市町村人会補助金	合併時、新市において各町村間の平準化を図り補助を継続するが、補助金は平成18年度をもって廃止とする。各市町村は、それぞれの市町村人会へ、「佐久市人会」として組織の統一がなされるよう働きかける。
市町村法人会支部補助金	支部の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。
青色申告会補助金	支部の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。

たばこ小売店組合補助金	たばこ販売協同組合の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。
佐久納税貯蓄組合連合会補助金	佐久納税貯蓄組合連合会の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	新市において実施する。

民生関係

交通安全協会補助金	佐久交通安全協会・南佐久交通安全協会・川西交通安全協会へ直接交付することとし、金額については暫定措置として現行どおりとする。合併後1年以内に関係する各交通安全協会と協議して補助金額を統一する。
生活路線バス維持費等補助金	現行どおりとする。
連合衛生委員会補助金	佐久市の例による。 なお、佐久市環境浄化活動補助金・臼田町環境衛生組合連合会補助金・浅科村一斉清掃交付金は、合併時、連合衛生補助金に統一する
馬坂・広川原地区環境衛生補助金	現行どおりとする。
集団資源回収補助金	資源ごみ回収は、既に分別収集により徹底されおり、住民のリサイクルに対する意識も浸透しているため、合併時廃止する。なお、新市においては、PTA等各種団体による独自実施とする。
生ごみ処理機・処理容器・堆肥化容器購入補助金	一定の普及が図られ、初期の目的が達成したため、合併時廃止する。
ごみ収集施設等設置費補助金	一定の整備が図られたため、合併時廃止する。
部落解放運動団体活動補助金	新市の部落解放運動団体の設置状況を踏まえ、補助金交付基準の統一を図る。

保健福祉関係

社会福祉法人の助成	現行どおりとする。
社会福祉協議会補助金	補助交付基準を設け、地域福祉事業に関する人件費・事務費について予算の範囲で補助をする。
保護司会補助金	統一した基準を設け実施する。
民生児童委員協議会補助金	統一した基準を設け実施する。
市町村人権擁護委員会補助金	佐久圏域で設けている佐久人権擁護委員協議会へ新市として補助を実施することとしているため廃止する。
更生保護婦人会補助金	更生保護婦人会が有志婦人の自主的な団体であり、ボランティア的な性格なことから廃止する。
ふれあいのまちづくり事業補助金	佐久市の例により実施する。
ボランティアセンター活動事業補助金	浅科村の例により実施する。
肢体不自由児父母の会補助金	新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため廃止する。
地域支え合い活動組織化モデル事業	社会福祉協議会が主体的事業として取り組むボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため廃止する。
福祉教育推進事業	社会福祉協議会が主体的事業として取り組む福祉教育推進等を目的とした各種事業において対応するため廃止する。
社会福祉施設整備事業補助金 (社会福祉法対象施設)	新市において実施する。
遺族会補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
傷痍軍人会補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
小諸学舎デイサービス利用者負担金	現行どおりとする。

身体障害者福祉協会運営費補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
心身障害者希望の旅事業補助金	補助事業により実施する。
特別障害者手当認定委嘱医師報酬 (浅間病院負担金)	佐久市の例による。
手をつなく親の会補助金	団体の意向を踏まえた補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
児童遊園遊具設置及び 補修事業補助金	新市による一部負担の補助事業により実施する。
日本宇宙少年団佐久分団 活動補助金	佐久市の例による。
チャイルドシート購入費補助金	チャイルドシートの普及という初期の目的が達成されているため廃止する。
母子寡婦福祉会補助金	佐久市の例により実施する。
母子寡婦福祉資金借入利子補給	住宅・転宅・結婚以外の就学・就職支度・技能取得等生活に必要性が高い事由による資金の貸付については、新市において母子小口貸付として無利子で貸付を実施するため廃止する。 ただし、合併日の前日に母子寡婦福祉資金借入利子補給を受けていた者については、その償還期間に限り経過措置として従前どおり支給する。
母親クラブ事業補助金	平成16年度から長野県児童健全育成事業補助金が廃止されるため廃止する。
社会福祉施設設備事業補助金 (児童福祉施設対象)	佐久市の例により実施する。
私立保育所運営費補助金	基準を定めて補助交付する。
民間保育施設整備資金利子補給金 交付事業	佐久市の例により実施する。
馬坂・広川原地域在宅介護支援に 対する助成事業	現行どおりとする。
地域住民グループ支援事業補助金	社会福祉協議会が主体的事業として取り組んでいるボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため廃止する。
在宅介護支援センター(浅科村) 出向職員負担金	新市において業務遂行に必要な資格を取得している職員により対応が可能のため廃止とする。
老人クラブ活動費補助金	合併時、国県補助基準を基本として各老人クラブの人数や活動内容を考慮した補助金交付基準を設け、予算の範囲内で補助をする。
老人福祉特別事業補助金	老人クラブ活動で同様な事業を実施しており、老人クラブ活動費補助金の対象とするため廃止する。
敬老会補助金	補助金額を一人当たり300円に統一して実施する。
老人福祉センター運営費補助金	現行どおりとする。
シルバー人材センター運営費補助 金	佐久シルバー人材センターに加入し運営費を補助する。
小規模ケア施設整備補助金交付事 業	新市において実施する。
小諸看護専門学校補助金	新市において実施する。
保健指導員会補助金	新市において組織の統一を図り実施する。
友の会(難病)補助金	新市として身体障害者福祉協会へ補助を交付するため廃止する。
精神障害者家族会補助金	新市において、精神障害者家族会へ事業等を委託することにより家族会の活動を支援するため廃止する。
佐久歯科医師会 公衆衛生研修協力補助金	新市において実施する。

経済関係

中小企業退職金共済掛金補助金	新規加入者の1月から12月までの共済掛金合計額の20%以内で1人につき7,200円を限度として補助する。
商工振興補助事業	補助対象を統一する。
商工会議所・商工会補助金	運営事業及び経営指導事業について、統一した補助基準を定め、補助額の調整を図る。

建設関係

南佐久土木振興会負担金	臼田町は脱会するため廃止する。
-------------	-----------------

教育関係

地域高等学校育成・支援負担金	新市において協議会等に加入し負担する。
学校課外活動等補助金	社会体育関係事業(スポーツ少年団交付金)との統合を図ることにより廃止とする。
私立幼稚園運営補助金	合併時、現行どおりとし、1年以内に新たに補助制度をつくる。
私立幼稚園施設整備事業補助金	市内の私立幼稚園が施設整備事業を行う場合、事業費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。
臼田町文化協会事業補助金	臼田地区の文化協会として存続し補助する。
体育協会補助金 委託料	補助基準を作成し新市において補助する。
スポーツ少年団交付金	交付金を統一する。
公民館グループ・クラブ活動補助金	新たにグループ活動推進協議会を設置し、協議会に補助する。 個々の団体への補助は、廃止する。